(別紙様式1)

令和7年度沖縄島北部地域における外来へビ類捕獲等業務請負条件

沖縄島北部地域における外来へビ類捕獲等業務については、沖縄島北部地域への侵入が強く懸念される外来へビ類の生態学・生物地理学に精通しており、それらが在来へビ類とは異なる生態・環境条件下で生息することを理解したうえで、最も効率的・効果的な捕獲・侵入把握の実施、また、そのためのルートや捕獲場所を設定するための十分な経験と高い専門性が必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類(別添様式)

過去 10 年以内に沖縄島本島におけるタイワンハブ又はタイワンスジオの生態解明及 び捕獲に関する 3 件以上の業務実績が確認できる書類(当該業務に係る契約書の写し 及び業務を実施したことが分かる資料等)。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
 - 入札説明書7. (1) のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先 入札説明書4. に同じ
- ③ 提出部数2部
- ④ 提出方法 入札説明書7.のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで(12時 ~ 13 時は除く)とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度沖縄島北部地域における外来へビ類 捕獲等業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届 かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
 - ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又 は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
 - オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査 以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者 が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不 開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除い て開示される場合がある。

(3)審査結果の回答

入札説明書7. (4) のとおり

分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 殿

> 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度沖縄島北部地域における外来へビ類捕獲等業務に関する調査業務請負条件書類 の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。 なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

過去 10 年以内に沖縄島本島におけるタイワンハブ又はタイワンスジオの生態解明及 び捕獲に関する 3 件以上の業務実績が確認できる書類(当該業務に係る契約書の写し 及び業務を実施したことが分かる資料等)。

(担当者等連絡先)

部署名 : 責任者名: 担当者名: T E L:

E-mail: